平成28年1月15日 西予市告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(事業の内容)

- 第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。
  - (1) 第1号事業
    - ア 第1号訪問事業
    - イ 第1号通所事業
    - ウ 第1号生活支援事業
    - 工 第1号介護予防支援事業
  - (2) 一般介護予防事業
    - ア 介護予防把握事業
    - イ 介護予防普及啓発事業
    - ウ地域介護予防活動支援事業
    - 工 一般介護予防事業評価事業
    - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

- 第4条 総合事業の利用対象となる者は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める者とする。
  - (1) 第1号事業 次に掲げる者
    - ア 居宅要支援被保険者
    - イ 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)

(2) 一般介護予防事業 第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

(事業の実施方法)

- 第5条 第1号事業は、市が直接実施する方法のほか、次に掲げる方法により 実施するものとする。
  - (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
  - (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施
  - (3) 施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助
- 2 一般介護予防事業は、市が直接実施する方法のほか、適切な事業運営が確保できると認められる団体、事業所等に一部又は全部を委託することができる。

(事業の利用手続き)

第6条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするとき(介護予防サービスを併せて利用しようとするときを含む。)は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(別記様式)により、市長に届け出なければならない。

(第1号事業に要する費用の額)

第7条 第1号事業に要する費用の額は、10円に別表に定める単位数を乗じて 算定するものとする。

(第1号事業支給費の額)

- 第8条 第1号事業に要する費用について支給する第1号事業支給費の額は、 次の各号に掲げる事業について、前条の規定により算定した額の当該各号に 定める割合に相当する額とする。
  - (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
  - (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者及び事業対象者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)の所得の額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2第1項の規定により算定した額をいう。以下同じ。)が、介護保険法施行令第29条の2第2項に規定する額以上である場合(同条第3項に規定する場合を除く。以下同じ。)の第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した額の100分の80に相当する額、同条第4項の規定により算定した額が同条第5項に規定する額以上である場合(同条第6項に規定する場合を除く。以下同じ。)の第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した額の100分の70に相当する額とする。

(支給費の額の特例)

- 第9条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、利用者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。
- 2 前項に規定する額の特例の適用については、別に定める。 (支給限度額)
- 第10条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じて、法第55条第1項の規定により算定した額とする。
- 2 事業対象者が総合事業を利用する場合(指定事業者のサービスを利用する 場合に限る。)の支給限度額は、要支援1の区分について法第55条第1項の 規定により算定した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、その必要と認めた額を支給限度額とすることができる。この場合において、当該支給限度額は、要支援2の区分について法第55条第1項の規定により算定した額を超えてはならない。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

- 第11条 市長は、居宅要支援被保険者等が利用した第1号事業に要した費用の合計額について、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)別記1(1)ア(コ)及び(サ)の規定により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を実施するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費等相当事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(利用料)

- 第12条 第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用料は、第7条の規定により 算定した額の100分の10に相当する額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者等の所得の額が、介護保険 法施行令第29条の2第2項に規定する額以上である場合の第1号訪問事業及 び第1号通所事業の利用料は、第7条の規定により算定した額の100分の20 に相当する額、同条第5項に規定する額以上である場合は、第7条の規定に より算定した額の100分の30に相当する額とする。

(給付管理)

第13条 市長は、総合事業を利用する居宅要支援被保険者等について、通知別 記1(1)ア(ク)の規定により、給付管理を行うものとする。 (給付の一時差止)

第14条 市長は、総合事業による給付を受けている居宅要支援被保険者等が、 保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年を経過するまで の間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める 場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部の給付を一時差し止めるもの とする。

(給付制限)

- 第15条 市長は、居宅要支援被保険者等について、保険料徴収権消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号事業支給費の給付を制限することができる。
- 2 市長は、総合事業による給付を受ける居宅要支援被保険者等が法第69条に 規定する給付額減額等の記載を受けているときは、第8条第1項第1号の規 定にかかわらず、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付 額の減額期間が経過するまでの間に利用した第1号事業に係る第1号事業支 給費の額について、基準要綱第15条又は第27条で定める額の100分の70に相 当する額を支給する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成29年西予市告示第114号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年西予市告示第129号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成 30 年西予市告示第 189 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年西予市告示第26号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年西予市告示第126号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表(第7条関係)

区以	弗	田区八		<b>光</b>
区分	費用区分		単位数	
第1号訪問事業	訪問介護相当サービス		介護保険法施行規則第140条の63 の2第1項第1号に規定する厚 生労働大臣が定める基準(令和3 年厚生労働省告示第72号。以下 この表において「費用基準」と いう。)で定める単位数	
第1号通 所事業	通所介護相当サービス			
	通サAた4上ビ行合 所ビ回概間サスた つの かっ の の の の の の の の の の の の の の の の の の	送迎を実施する場合	1回につき350単位	合計利用回数が1月 に4回を超える場合 は、1,524単位
		送迎(片道)を 実施しない場 合	1回につき330単位	合計利用回数が1月 に4回を超える場合 は、1,507単位
		送迎(往復)を 実施しない場 合	1回につ き310単位	合計利用回数が1月 に4回を超える場合 は、1,490単位
第1号所 護子 選予 第一等 第一等 第一等 第一等 イント)	介護予防ケアマネジメント A		費用基準で定める単位数	